

環境保全協定書（素案）について

令和 3 年 8 月
高知県、（公財）エコサイクル高知

環境保全協定書（素案）の概要

令和元年7月2日に県と佐川町が締結した確認書に基づき、佐川町加茂における管理型産業廃棄物最終処分場（及び進入道路）の整備と管理・運営に関し、（公財）エコサイクル高知、県、佐川町の三者で環境保全協定を締結します。

○ 環境保全協定書（素案）は、以下の4章で構成しています。

第1章 総則

・協定の目的、用語の定義、協定を締結する三者の責務、施設等の整備や管理・運営に関する基本的事項など、協定全般に関する規定を定めています。

・また、住民の皆様が安心していただくため、積極的な情報の開示や施設の整備等に起因して地域住民の皆様が被害が発生した場合の損害の補償についても定めています。



第3章 施設等の管理・運営

・**供用期間中**（施設完成後、廃棄物の受け入れを開始した日から埋立終了後、施設を廃止する日までの期間）における「安全対策」と「環境保全対策」などに関する規定を定めています。

（安全対策の例）

・廃棄物運搬車両の事故防止などに加え、災害や事故発生時の対応を含めたマニュアルを整備し、職員に徹底した教育を行います。

（環境保全対策の例）

・環境への影響を把握するため、法令で定められた項目に加え、自主的な項目を設け、環境監視を継続的に実施します。



第2章 施設等の整備

・**工事期間中**における「安全対策」と「環境保全対策」に関する規定を定めています。

（安全対策の例）

・工事用車両の運行などについて、事故防止や地域住民の交通の妨げにならないように努めます。

（環境保全対策の例）

・建設機械の稼働などに伴う騒音、振動、粉じん、濁水の影響防止などに努めます。



第4章 環境保全活動

・加茂地区の生活環境や自然環境の向上のため、三者が地域住民の皆様と連携して環境保全活動を行います。

エコサイクルセンター（日高村）の実施例

・能津小学校の児童を対象とした環境学習会。

・同校児童によるアユの稚魚の放流事業。



第1章 総則

目的（第1条）

- 施設や進入道路（施設等）の「整備」や「管理・運営」※にあたって、地域住民の安全の確保や生活環境の保全を図るために必要な対策などを定め、その内容を書面（協定書）にして、将来にわたって引き継いでいき、三者（エコサイクル高知、県、町）の責任をしっかりと果たしながら、確実に実行していきます。
- 協定内容の実行を通じて、加茂地区で子どもや若者たちが、将来にわたって安心して、誇りを持って暮らし続けられるように環境の保全を図ります。
- このことにより、三者が将来にわたって良好な関係のもとに共存、発展することを目的とします。



※「整備」については第2章、「管理・運営」については第3章において、それぞれ具体的な事項を定めています。

定義（第2条）

協定書の中で記載している各用語について定義しています。

- ①「施設」：処分場を構成する埋立施設、浸出水処理施設、管理施設（事務所）、防災調整池等。
- ②「運搬車両」：積載した産業廃棄物を施設内に搬入するための車両。
- ③「供用期間」：施設完成後、廃棄物の受入れを開始した日から埋立て終了後、施設を廃止する日までの期間。
- ④「施設の廃止」：廃棄物処理法に定められた廃止の基準に適合することについて、県の確認を受けること。
- ⑤「工事期間」：施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までの期間。
- ⑥「環境監視」：別表1～3（P.10～12で説明）に掲げる事項について測定を行うこと。

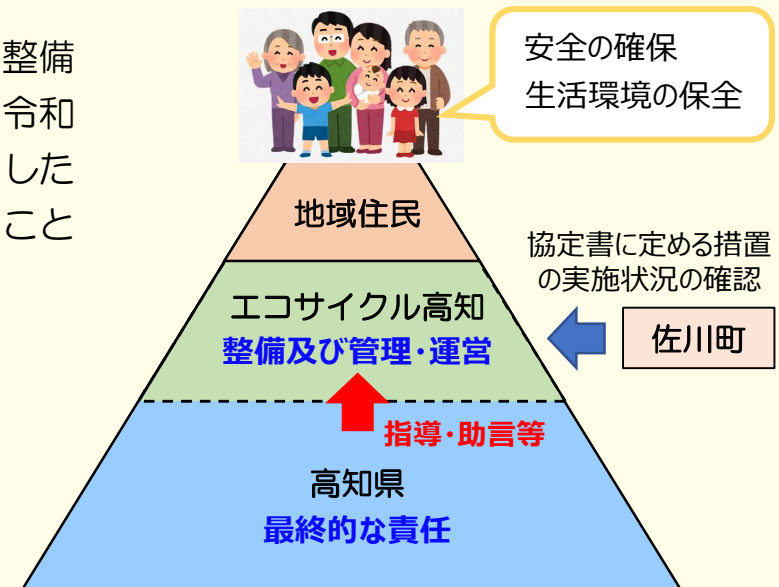
第1章 総則

責務（第3条）

- 1 エコサイクル高知は、施設等の整備や管理・運営を行い、施設等が原因で発生する様々な問題について責任を負います。
- 2 県は、エコサイクル高知が行う施設等の整備や管理・運営について、指導、助言、その他必要な支援を行います。併せて、この協定の内容が守られることについて最終的な責任を負います。
- 3 佐川町は、地域住民の皆様の安全確保と生活環境の保全を図るため、この協定に定める措置の実施状況を確認します。



- 令和元年7月に県と佐川町が締結した「確認書」では、「（施設の整備及び運営にあたり）県が最終的な責任を負う」こととしていますが、令和2年5月にエコサイクル高知が施設の整備・運営を行うことになりましたので、様々な問題に対する直接的な責任は、エコサイクル高知が負うことになりました。
- 環境保全協定では、上記2のとおり、県は、エコサイクル高知に対して指導、助言等を行うとともに、協定の内容が守られることについて、最終的な責任を負うことにしており、令和元年7月の確認書で約束した内容と変わりありません。



第1章 総則

施設等の整備及び管理・運営に関する基本的事項（第4条）

エコサイクル高知は、施設等の整備や管理・運営にあたり、次のことを基本とします。

- 1 地域住民の皆様の安全の確保、生活環境の保全に十分に配慮し、廃棄物処理法をはじめとする関係法令をしっかりと守ります。
- 2 最新の技術の導入等により、地域住民の生命、身体、財産及び生活環境に影響を及ぼさないよう、万全の対策を実施します。
- 3 佐川町や地域住民の皆様から、工事や施設の管理・運営に関する通報を受けたときは、県と一緒に誠意をもってその対応にあたり、速やかに改善を行います。

情報の開示（第5条）

工事の進捗状況や管理・運営に係る状況をホームページや町の広報等により、積極的に公開します。



損害の補償（第6条）

施設等の整備及び管理・運営が原因で、万一、地域住民の皆様には被害が発生した際は、被害を受けられた方や佐川町と協議を行った上で、県の支援も得ながら、責任をもってその損害を補償します。

協定の変更等に関する協議（第7条）

この協定の内容に疑問が生じた場合や変更を行う必要が生じた場合は、その都度、三者で協議を行って決定します。

第2章 施設等の整備

工事期間中の安全対策について（第8条）

- 1 工事用車両の運行については、道路交通法を守り、事故防止に努めるとともに、地域住民の皆様の交通を妨げることがないように、工事関係者への指導を徹底します。
- 2 施設の工事のための工事用車両は、左下の図のとおり、国道33号、町道を経て大平山鉱山専用道路を通行します。
- 3 進入道路の工事のための工事用車両は、上記2の経路に加え、右下の図のとおり、町道の一部も通行します。



施設及び進入道路の工事に係る工事用車両の運行ルート

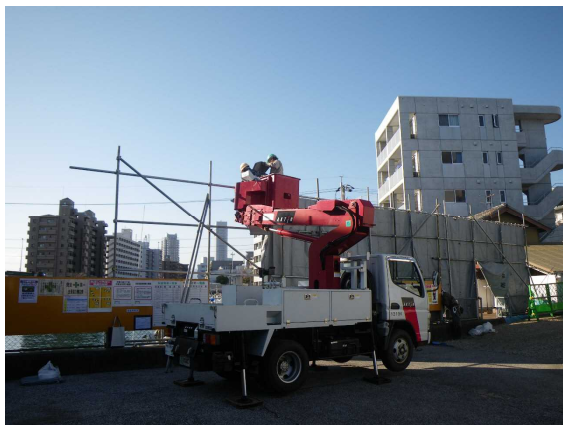


進入道路の工事に係る工事用車両の運行ルート

第2章 施設等の整備

工事期間中の環境保全対策（第9条）

- 1 工事用車両の運行にあたっては、周辺の住宅等への騒音、振動、粉じんの影響の防止に努めるよう、工事関係者への指導を徹底します。
- 2 工事にあたっては、低騒音、低振動型の機械を使用し、機械の配置や工法の工夫を行います。また、必要に応じて環境測定も行います。
- 3 工事によって発生する濁水については、下流域への影響を防止するために必要な措置を実施します。



騒音対策のイメージ（防音壁（シート））



粉じん対策のイメージ（散水車）



濁水対策のイメージ（沈砂池）

第3章 施設等の管理・運営

廃棄物の搬入区域（第10条）

施設に受け入れる廃棄物は、原則として県内で発生したもの*とします。

*エコサイクルセンター（日高村）では、県外で発生した廃棄物を受け入れた実績はありません。

第3章 施設等の管理・運営

廃棄物の種類（第11条）

受入可能な廃棄物は、エコサイクルセンター（日高村）と同様に、以下の7種類とします。

- 有害物が含まれていない等の受入基準を満たすもののみを受入れます。
- 廃棄物のほぼ全てが乾いた状態です。
- 腐敗物は含まれていないため、悪臭等は発生しません。



①燃え殻



②ばいじん



③無機性汚泥



④鉋さい



⑤廃石綿等



⑥廃石膏ボード



⑦建設混合廃棄物

- ①燃え殻、②ばいじん：事業活動に伴う建築廃材等を燃やして出た灰（ばいじんは「すす」を集めたもの）
- ③無機性汚泥：ペンキの塗替え工事から出たペンキかす（砂等の研磨剤を含む）等
- ④鉋さい：金属製品の製造工場から出た金属かすや型枠に使用した砂
- ⑤廃石綿等：石綿（鉋石由来の綿）等を飛散しないよう薬剤処理し二重に袋詰めしたもの
- ⑥廃石膏ボード：家屋等の解体工事から出た石膏ボードから紙を除いたもの
- ⑦建設混合廃棄物：工事現場から出た土壁等の混じった廃棄物

第3章 施設等の管理・運営

埋立期間（第12条）

廃棄物の埋立てを行う期間は、おおむね20年間とします。

廃棄物の処理（第13条）

- 1 廃棄物処理法で定められた基準に従って廃棄物の処理（埋立て）を行います。
- 2 搬入業者によって施設に持ち込まれた廃棄物を、目視、展開検査（※1）、蛍光エックス線分析（※2）などにより検査し、有害なものが含まれていないといった受入基準を満たしていることを確認した廃棄物のみを受け入れます。
- 3 受け入れた廃棄物の種類、数量などを記録して、随時ホームページ上で公表するとともに、毎年度、定期的に佐川町に報告します。

※1 展開検査

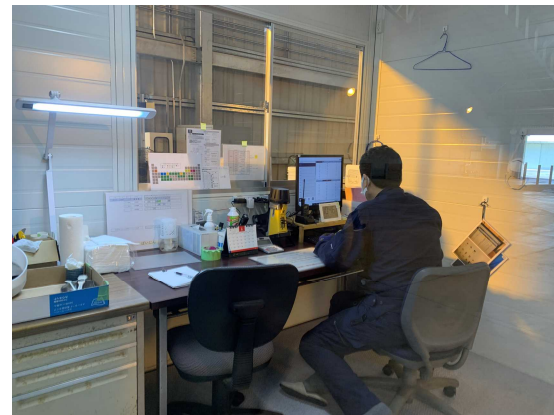


運搬車両から積荷を下ろし、廃棄物の内容を確認します。

※2 蛍光エックス線分析



廃棄物にエックス線を照射し、有害なものが含まれていないことを確認します。



第3章 施設等の管理・運営

供用期間中の安全対策（第14条）

- 1 運搬車両の運行については、道路交通法を守り、事故防止に努めるとともに、地域住民の皆様の交通を妨げることがないように、搬入業者への指導を徹底*します。
- 2 運搬車両は、国道33号及び進入道路を通行するようにします。ただし、災害時等やむを得ない事情により、異なるルートを決める必要が生じた場合には、三者で協議を行って決定します。
- 3 災害時や事故発生時の対応について、マニュアルを整備します。職員に対してはマニュアルの内容を徹底して教育します。

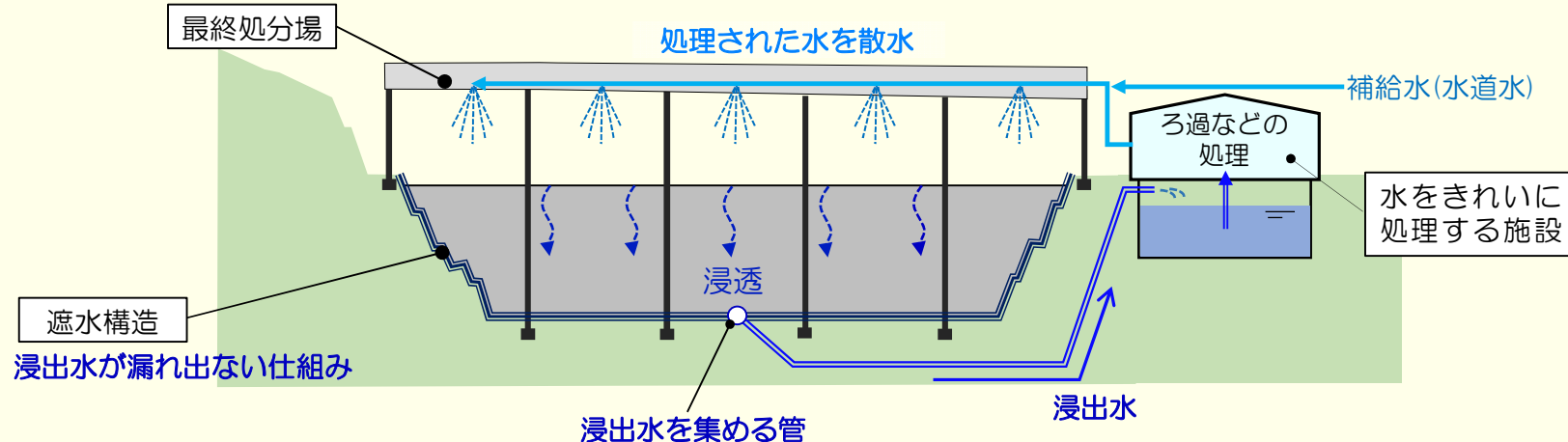
*エコサイクルセンター（日高村）と同様に、同一時間帯に運搬車両が集中することのないよう、事前予約制を採用します。

供用期間中の環境保全対策（第15条）

- 1 散水によって生じる浸出水は、処理施設できれいにした後、全量を散水で再利用し、外部に出ることがないように、万全の管理を行います。

水を『出さない』仕組み（再利用）

※イメージ図



第3章 施設等の管理・運営

供用期間中の環境保全対策（第15条）

- 2 運搬車両からの廃棄物の飛散、流出等などによる地域住民の皆様の生活環境への影響を防止するため、必要な措置が実施されるように、搬入業者への指導を徹底します。
- 3 騒音・振動・悪臭については、施設の敷地境界において、別表1の基準値を超過しないようにします。

別表1

騒音（単位：dB（デシベル））

区 分	基準値
昼間(8:00～19:00)	65dB
夜間(22:00～6:00)	55dB
朝・夕(上記時間外※)	60dB

※ 朝(6:00～8:00)、夕(19:00～22:00)

<参考>ふつうに会話する声の大きさは60dB程度です。

振動（単位：dB（デシベル））

区 分	基準値
昼間(8:00～19:00)	65dB
夜間(19:00～8:00)	60dB

<参考>静止している人や特に注意深い人だけが感じる程度の振動は60dB程度です。

悪臭（単位：^{ビービーエム}ppm（100万分の1を表す単位））

項 目	基準値(ppm)	備 考
アンモニア	5	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	0.01	腐ったタマネギのような臭い
硫化水素	0.2	腐った卵のような臭い
硫化メチル	0.2	腐ったキャベツのような臭い
二硫化メチル	0.1	腐ったキャベツのような臭い
トリメチルアミン	0.07	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	0.5	刺激的な青くさい臭い
プロピオンアルデヒド	0.5	刺激的な甘酸っぱい臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.08	刺激的な甘酸っぱい臭い
イソブチルアルデヒド	0.2	刺激的な甘酸っぱい臭い
ノルマルバレルアルデヒド	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール	20	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル	20	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	6	刺激的なシンナーのような臭い
トルエン	60	ガソリンのような臭い
スチレン	2	都市ガスのような臭い
キシレン	5	ガソリンのような臭い
プロピオン酸	0.2	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	0.006	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	0.004	むれた靴下のような臭い
イソ吉草酸	0.01	むれた靴下のような臭い



建設予定地は、騒音・振動に係る法令の規制対象外となっていますが、法令に準じて、エコサイクルセンターと同等の自主基準を定めます。

第3章 施設等の管理・運営

供用期間中の環境保全対策（第15条）

4 粉じんについては、施設の敷地境界において、別表2の基準値を超過しないようにします。

別表2（粉じんの基準値）

測定項目	基準値
降下ばいじん	10t/km ² /月

粉じんについては、法令の基準はありませんので、全国的に広く用いられる基準値（目標値）を採用します。

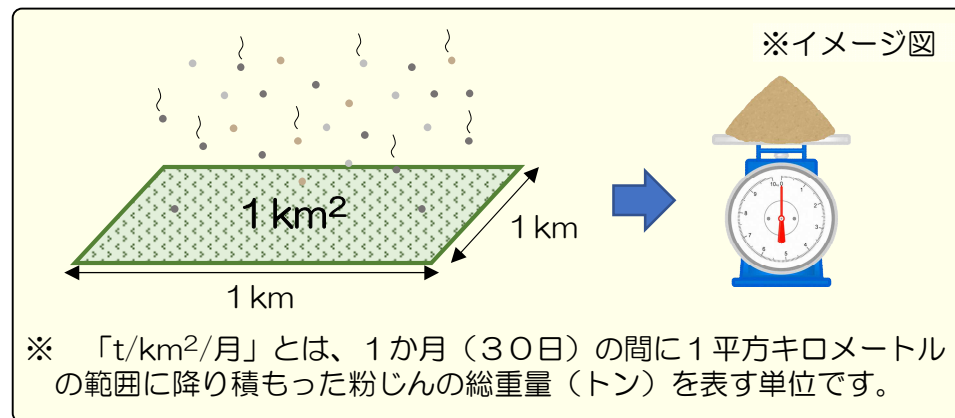
<参考>

エコサイクルセンターの測定結果（令和2年度）

測定期間	測定値(t/km ² /月)
R2.5.7~6.8	1.9
R2.11.12~12.17	0.4

建設予定地の測定結果（施設整備前の現況）

測定期間	測定値(t/km ² /月)
R2.2.25~3.25	0.9
R2.4.20~5.19	2.0
R2.9.18~10.19	0.2
R2.11.2~11.30	0.8
平均	1.0



粉じんの測定状況

5 廃棄物の適正な処理や施設の点検整備などを定めたマニュアル（災害時や事故発生時の対応も含む）を整備します。また、職員に対して、マニュアルの内容を徹底して教育します。

第3章 施設等の管理・運営

環境監視等（第16条）

別表3

実施対象		測定項目	頻度	測定場所
大気環境	粉じん	降下ばいじん	2回/年	敷地境界等
水環境	浸出水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	通年	浸出水処理施設入口
		pH、BOD、SS、塩化物イオン	2回/年	
		排水基準項目 (基準省令別表第1に準拠)	1回/年	
	処理水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	通年	浸出水処理施設出口
		pH、BOD、SS、塩化物イオン	2回/年	
		排水基準項目 (基準省令別表第1に準拠)	1回/年	
	地下水	※ 電気伝導率又は塩化物イオン	1回/月	モニタリング井戸 及び地下水集排水管 出口
		地下水等検査項目 (基準省令別表第2に準拠)	1回/年	地下水集排水管出口
		地下水等検査項目 (基準省令別表第2に準拠)	1回/年	建設予定地周辺(長竹集落) の生活用井戸(別途調整)
河川水	pH、BOD、SS、塩化物イオン、 電気伝導率	2回/年	長竹公民館付近 及び長竹川支川 2地点(計3地点)	
騒音	騒音レベル	異常時	敷地境界等(別途調整)	
振動	振動レベル	異常時	敷地境界等(別途調整)	
悪臭	臭気指数又は物質濃度	異常時	敷地境界等(別途調整)	
環境放射線	空間線量率	2回/年	処分場内・外(2地点)	

※ 網掛け部分は、法令により測定が義務付けられている項目です。その他の項目については、安心・安全を確保するために、自主的に測定を行います。

- 1 施設の開業後から施設を廃止するまでの間、別表3（左表）のとおり環境監視（モニタリング）を行います。
- 2 環境監視の結果は、随時ホームページ上で公開するとともに、年に1回、「連絡協議会」（第17条）において皆様にご報告します。
- 3 佐川町の職員や地域住民の皆様が、施設等への立入調査を行ったり、資料の提出を求めることができるようになります。

連絡協議会（第17条）

エコサイクル高知、佐川町、県、佐川町議会及び地域住民の皆様の代表で構成する「連絡協議会」を工事着手前を目途に設置し、環境監視の結果を含め、施設等の管理・運営の状況などを報告し、意見交換を行います。

搬入の停止（第18条）

環境監視の結果が基準値を超過した場合や重大な故障・事故等により施設等に異常が認められた場合には、ただちに佐川町と県に連絡し、改善されるまで廃棄物の受け入れを停止します。

第3章 施設等の管理・運営

施設の変更等（第19条）

- 1 廃棄物処理法に基づいて施設の変更の許可を申請しようとするときは、事前に佐川町及び県と協議します。
- 2 施設を廃止しようとするときは、佐川町と県に報告します。また、廃止後の跡地の利用について、地域住民の皆様のご意見をお聴きしながら、三者で協議を行います。

第4章 環境保全活動

地域の環境保全活動（第20条）

エコサイクル高知、佐川町及び県は、加茂地区の生活環境や自然環境の向上に関する活動に、地域住民の皆様と連携して取り組んでいきます。

<エコサイクルセンター（日高村）の事例>



稚アユの放流事業



能津小学校の児童を対象にした環境学習会



※ 加茂地区の自然環境や地域の実情に応じた具体的な活動内容について、地域住民の皆様と話し合いをしながら検討していきたいと考えています。

環境保全協定に関するアンケート調査結果

- アンケート実施期間：令和3年3月10日～3月31日
- 対象：佐川町加茂地区全戸（460世帯）
- 回答数（意見数）：8通（21件）（うち、「特に意見なし」1通）
- ご意見の内容

環境保全協定に関するご意見：2通（6件）

意見の要旨	県・エコサイクル高知・町の考え
①施設外部への漏水の有無を確認できるよう水質検査用の配管を設けて欲しい。	施設には、外部への漏水の有無を確認できる地下水集水ピット（埋立処分場の直下を流れる地下水を集める槽）を設け、常時、漏水の有無を確認するための水質検査を行うようにします。 なお、協定書には、地域住民の皆様にも管理・運営の状況をご確認いただける規定を盛り込むこととされています。 第2条第6項、第16条
②環境監視結果の情報公開について、どのような方法で公開をするのか。	環境監視結果の公開は、施設や周辺環境に異常がないことを広くお知らせするためのものです。 現在、日高村のエコサイクルセンターでは、環境監視結果を毎月ホームページで公開しており、新たな施設においても、同様に公開していきます。
③環境監視結果について、年に1回、佐川町への報告を行うとのことだが、事後報告となり意味がないのではないのか。	測定した数値が、環境保全協定に定める基準値を超過したことが明らかになったときは、速やかに佐川町や地域住民の皆様にご報告するとともに、令和元年7月2日付けの確認書でお約束したとおり、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことのないよう、万全の措置を講じます。 第4条、第5条、第17条
④環境監視結果が正しいかどうか、どのようにチェックしたらいいのか。	環境監視は、環境測定に必要な資格を持った者がいる第三者機関が測定を行いますので、客観的かつ正しい測定結果が得られます。また、測定結果は協定の中であらかじめ設定する基準値等と対比させ、できるだけ分かりやすくお示しいたします。 なお、結果の詳しい内容を確認したいとのご要望がありましたら、その都度又は環境保全連絡協議会（仮称）*等の場でお示しいたします。 第17条
⑤施設廃止後の跡地利用について、佐川町や住民に報告する必要がある。また、跡地利用方法については地域住民が協議に関わる必要がある。	施設を廃止し、跡地利用の検討を行う際には、佐川町を通じて地域住民の皆様にごその旨をお知らせいたします。また、跡地の利用方法については、皆様のご意見をお聞きしながら検討を進めるように考えています。（県・町） 第19条
⑥環境保全連絡協議会（仮称）は絶対に必要である。	工事着手前を目途に、環境保全連絡協議会（仮称）を設置します。この協議会には、地域の代表の方にもご参加いただき、環境保全や施設の管理・運営について、地域住民の皆様のご意見をお聞きしていくように考えています。 第17条

* 環境保全連絡協議会（仮称）：環境監視結果や施設の管理・運営状況をご報告させていただくとともに、環境保全等に関する意見交換を行うための話し合いの場。佐川町、佐川町議会、エコサイクル高知、県及び地域住民の代表で構成するように考えています。

その他のご意見：6通（計15件）

※「その他のご意見」につきましても、各項目ごとに今後開催する説明会等で考え方をご説明させていただきます。

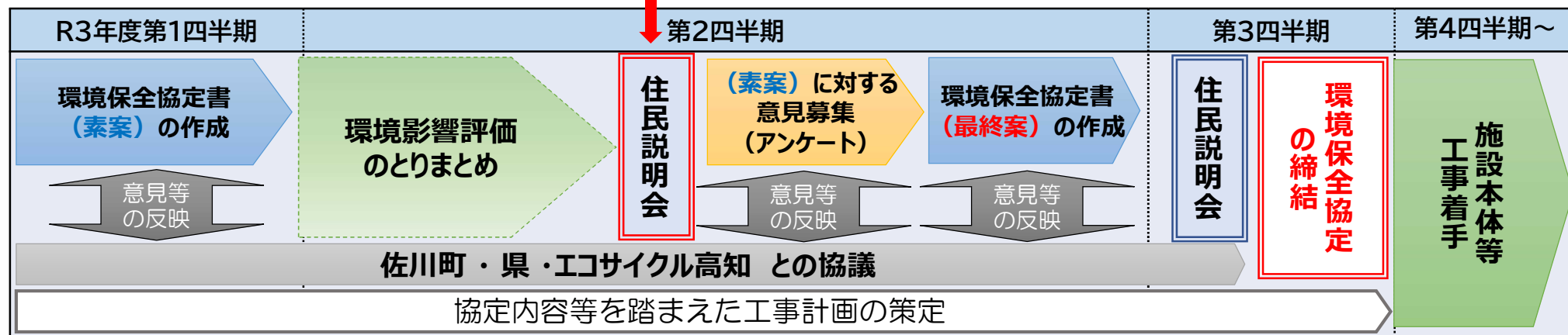
- | | | | |
|----------------------|------|-------------------|------|
| ○周辺安全対策・地域振興策に関するご意見 | … 4件 | ○施設の運営に関するご意見 | … 1件 |
| ○施設の設計・工事等に関するご意見 | … 9件 | ○その他施設整備全般に関するご意見 | … 1件 |

今後の予定

- 同封しております『新処分場の建設に関する説明資料についてのアンケート用紙』により、協定書の内容について、ご意見をお聞かせ下さい。
- ▼
- いただいたご意見等を踏まえて、環境保全協定書の最終案を作成します。
- ▼
- 作成した最終案を改めて住民の皆様にお示しし、ご説明をさせていただいた後、施設の本体工事に着手する前までに、協定を締結したいと考えています。

想定スケジュール

8/24,29の説明会（中止）



お問い合わせ先

○ 公益財団法人 エコサイクル高知 佐川町事務所

電話：0889-22-4744

メール：info@ecokochi.or.jp

〒789-1201 高岡郡佐川町甲1650番1号

○ 高知県 林業振興・環境部 環境対策課

電話：088-821-4595

メール：030801@ken.pref.kochi.lg.jp

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号